

利 用 上 の 注 意

1 「社会増減」とは、転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。このうち、「他県との移動の増減」は、東京都と道府県間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、「都内間の移動の増減」は、都内の区市町村間における転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。
(都内間移動は、転入・転出の届出が同一月でない場合等、時間差があるため区市町村間における合計はゼロにはならない。)

2 「自然増減」とは、出生数から死亡数を差し引いた数をいう。

3 「その他の増減」とは、外国人登録人口の増減数及び、帰化、国籍離脱、出国並びに実態調査等職権による記載、消除、補正による増減等である。

なお、前回まで掲載していた「外国人登録人口」については、「国勢調査における外国人」と「外国人登録人口」に集計方法に違いがあるため、「人口の動き」での掲載ではなく、「住民基本台帳による世帯と人口(含・外国人登録人口)」及び「外国人登録人口」で掲載している。

掲載場所(東京都ホームページ) <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/index.htm>

4 区市町村名、平成 20 年 1 月 1 日現在の名称により表章してある。

5 表中の符号は、次のとおりである。

「 - 」……………皆無または該当数値なし

「 … 」……………不詳または計算不能

「 0 」……………表章単位未満

「 」……………負数

6 三宅村については、全島非難により平成 12 年国勢調査の人口がゼロとなっていたが、平成 17 年 2 月からの帰島開始により平成 17 年 10 月 1 日の国勢調査において人口が確定した。

ただし、平成 12 年 11 月から平成 17 年 9 月までの住民基本台帳等の移動による増減数は、三宅村には加えず、都総数のみに加えた。このため、都総数と各区市町村の合計は一致しない。